

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：アイグラン保育園大曾根	種別：保育所	
代表者氏名：大野 エリカ	定員（利用人数）：60名（59名）	
所在地：愛知県名古屋市北区大曾根3丁目2番8号		
TEL：052-938-5700		
ホームページ： https://aigran.co.jp/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：令和5年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社アイグラン		
職員数	常勤職員：16名	非常勤職員：3名
専門職員	（園長）1名	（保育士）15名
	（栄養士）3名	
施設・設備の概要	（居室数）6室	（設備等）保育室、調乳室、トイレ
		調理室、事務所、園庭

③理念・基本方針

★理念

・法人

未来に貢献できる企業でありたい

・施設・事業所

子ども達に自分の夢を自分の力で実現できる人になってほしいと願っています

★基本方針

- ・家庭での子育てに近い保育を目指し、「安心して子どもを預けられる保育園」作りに務めます。
- ・一人一人の育ちを見守り、保障し、保護者に寄り添いながらより良い家庭関係を築き「子育ては楽しいもの」とおもえるように支援します。

④施設・事業所の特徴的な取組

・子ども達の自主性、主体性を育むために様々な取組を行っています。（週に1回のリトミック、月2回の英会話、月2回のプログラミング、ダンスと体操を融合したパピイヤ式ダンスメソッド）年長児さんになったら（花遊び、筆遊び、お茶遊び）ごあり「和」の心を大切にしています。

・給食にもこだわりがあり（和食中心の献立）、アレルギーをお持ちのお子さんへの配慮、きめ細やかな離乳食、など様々な取組を行っています。

・保護者さんの負担を減らすために、サブスクを導入しています（オムツ、おしりふき、エプロン、お口ふき）

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年9月11日（契約日）～ 令和8年5月3日（評価確定日） 【令和8年2月17日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初回（令和 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆地域交流への取組

民生委員児童委員との交流から、地元商店街でのイベントへの参加や高齢者（施設）との交流の機会を得ている。今後、地元の小規模保育所とも交流を拡大していく計画がある。園の地域認知度向上を図り、また園児獲得への取組にもつながる有効な活動が行われている。

◆カウンセラーの有効性

園専属のカウンセラーが配置されており、有効に機能している。必要に応じ、子どもや保護者のメンタル面をカバーし、各種相談にも対応している。さらに、職員の心身の健康にも携わり、職員が安心して業務に取り組める体制の確立に一役買っている。

◆健康管理並びに食育・食の安全確保

園長の指導の下、安全・衛生管理が徹底している。給食や日常生活、保育室の安全対策等、細やかな配慮で、子どもが安心して過ごせる環境が整えられている。

◆養護と教育の一体的展開

習い事のプログラムが保育時間内に豊富に取り入れられている。リトミックや英会話、ダンス、プログラミング等があり、さらに5歳児では、茶道・華道・習字等、多様な体験活動を取り入れ、子どもの感性を育てている。

◇改善を求められる点

◆経営課題の把握と事業計画の策定

開園3年目の園である。将来的な「園のあるべき姿（園長の思い）」を明確にした上で、現状の課題をカテゴリー別に分類・整理し、優先順位や対応時期・期間等を考慮し、中・長期計画や単年度の事業計画を策定して活動することを期待する。

◆保育サービスの質の確保

人員配置の状況等の現実的な制約もあり、園長が保育実践の詳細を把握する機会は少ない。実際に、日常的な保育は担任に委ねられる場面が多く、保育内容は、職員個々の経験や感覚に依存しがちである。今後は、園全体での情報共有を図り、保育の状況を定期的に把握・確認する仕組みを整備し、保育の質の均一化、組織として保育の質向上につながる取組を期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度は、第三者評価を通して、当園の保育や運営について多面的に見直す貴重な機会になりました。皆様からいただいたご意見やご助言を真摯に受け止め、職員間で共有しながらより安心してお子様を預けていただける保育園作りに努めてまいります。今後も、お子様一人ひとりの気持ちに寄り添い、保護者の皆様や地域とのつながりを大切にしながら温かく安心できる保育をめざしてまいります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ・b・c
＜コメント＞ 法人の理念・基本方針を園の理念・基本方針として、ホームページやパンフレットにより公開している。園では、理念・基本方針を基に保育目標を策定して園内に掲示するとともに、「より良い保育のための10ヶ条」を掲示して理念・基本方針に沿った保育実践に取り組んでいる。新任職員に対しては、メンター制度を利用して理念の浸透を図っている。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ・b・c
＜コメント＞ 区の公立園・民間園合同の園長会が毎月開催されている。行政からは保育行政や制度、他園園長との交流からは地域の保育環境の変化等の情報を収集している。情報を法人内の園長会等を通して法人に報告し、法人・園運営に反映させている。周辺地域は高齢者世帯が多く子どもは少ないが、隣接区役所へ働きかけることで、開園3年目ながら定員を満たす子どもを受け入れている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・Ⓑ・c
＜コメント＞ 「人員不足対策」が現状の最重要課題となっている。その他に、人材育成等が園運営に関する課題に挙げられ、園独自の採用活動や園内外での研修等により課題改善に取り組んでいる。認識している課題については、優先順位や対応時期・期間、担当者等を明確にするためにも、カテゴリー別に分類して「課題一覧（仮称）」等に文書化することが望ましい。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・Ⓑ・c
＜コメント＞ 園長は、将来的な「園のあるべき姿」の思いを描いているが、具体的な中・長期計画の策定には至っていない。特定した課題の他、地域交流や災害対策等も含め、園長の目指す「園のあるべき姿」を明確に表明して、それを達成するための活動計画を策定して実施することを期待する。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・Ⓑ・c
＜コメント＞ 法人様式を用いて単年度の事業計画を策定しているが、現状の課題改善への取り組みや活動評価するための評価基準（数値目標や達成度合い）が明確にされていない。評価基準を明確にすることにより、活動内容が具体的になり、活動もしやすくなる。現状の課題改善への取り組みも含め、具体的な活動計画に見直すことが望まれる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 行事計画等を中心に、昼礼や会議等を利用して進捗確認や実施評価・見直しを行い、次回開催時に反映させている。事業計画を職員周知しているが、関心が薄い状況となっている。事業計画の各活動は職員が主体となる活動も多いため、担当者として明確に記載する等、職員の関心を高め、活動に対する意見や評価・見直しにも参加を求める等、組織的な仕組みとすることが望まれる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ a ・ b ・ c
<コメント> 事業計画自体を保護者に開示はしていないが、事業計画に関する活動内容は、入園希望者には園見学の際に、在園保護者に対してはお便り等を通じて周知している。さらに、SNS等を利用して公開もしている。園の活動に対しては、保護者は肯定的（保護者アンケート「事業計画の周知」は、95%の肯定率）かつ協力的に捉えており、口コミや保護者の紹介による園見学も多い。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ a ・ b ・ c
<コメント> 保育の質の向上には、保育に関する知識や技術はもとより「愛情をもって子どもに接する」ことや「安全を確保する」ことが重要と園長は認識している。園内外での研修や公立園での公開保育への参加等を利用して保育士としてのスキル向上を図り、伝聞研修や研修報告の回覧により、園内で知識を共有して園全体での「保育の質の向上」につなげている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑨ ・ c
<コメント> 「人権擁護のためのセルフチェックリスト」や名古屋市様式の「自己評価チェックリスト」、法人様式の「子どもの命を守り・心を育む保育のためのチェックリスト」を定期的に行い、必要に応じた改善を行っている。各種のチェックリストは、職員個々に留まらず、園としての課題を特定するためにも、時系列による集計を行い、傾向を分析することが望ましい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① a · b · c	
<コメント> 毎年「職務分担表」を作成し、園長不在時の権限委任も含めて園長・主任の役割を文書化するとともに、各職員の職務分担も決めている。避難訓練や防犯訓練等は園長不在でも実施し、緊急時において誰かが不在でも「子どもの安全」が確保できる体制が整えられている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① a · b · c	
<コメント> 法人本部にコンプライアンス委員会が設置され、法人全体でコンプライアンス遵守に努めている。法令や指針の改正に際しては市からの通知の他、「保育園運営手引き」の加除式図書を購入し、労務管理や税務も含め園運営に関する法令や指針を最新の状態で管理している。「保育園運営手引き」の加除に併せ、園で利用するマニュアルや手順書の見直しの機会としている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · ② b · c	
<コメント> 研修参加や公立園での公開保育への参加等により、保育に関する知識や技術を習得するとともに、日々の保育や職員とのコミュニケーションを利用して、職員一人ひとりの「保育の質の向上」を図っている。保育の質の向上には、振り返りの機会を持つことも大切であり、動画ツール等も活用して他者の意見を多く得られるような仕組みづくりが望まれる。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① a · b · c	
<コメント> ICT化を進め、保護者の煩雑さの解消や職員の負担軽減につなげている。記録類の作成は、利用できるパソコンが少ないため電子化せず、手書きの帳票で運用している。事務時間を確保するためにホワイトボードでデイリーの勤務シフトを見える化し、職員間で協力できる体制を整えている。保護者の負担軽減のため、サブスク型サービスによる「手ぶら登園」を基本にしている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① a · b · c	
<コメント> 採用は法人主導となるが、法人内の各園長が持ち回りでハローワークや養成校を訪問し、就職フェスタ等にも参加している。園内でも、職員紹介制度を導入して積極的な採用活動を行っている。園では、職員を信頼して業務を任せることで、職員間で協力し合って保育できる環境を整えている。非常勤ではあるが、カウンセラーを配置して離職予防を図っている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · ② b · c	
<コメント> 明確なキャリアパスは示されておらず、人事考課等の仕組みも導入されていない。職員が保有する資格や認定、受講した研修履歴等は園内で管理している。定期的な個人面談やコミュニケーションにより、次年度への取組み等を話し合う機会は設けられている。法人全体の取組みとして、目標管理で得られる成果や貢献度を評価する仕組み作りが望まれる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の勤怠管理がICT化され、職員それぞれが望む働き方に応じた職場環境が整えられている。有給休暇の取得に関しても職員間で話し合い、偏りなく取得できるよう配慮している。非常勤のカウンセラーに相談できる仕組みも取り入れ、園長は常に職員に目を配り、職員が心も身体も健康な状態で子どもと関わるができるよう努めている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉡ ・ c
<p><コメント></p> <p>「自己評価チェックリスト」等、定期的実施する自己評価の結果を基にした面談や、日々のコミュニケーションにより、職員一人ひとりに合った育成に取り組んでいる。園内外の研修受講に際しては、作成された「研修報告書」に記載されたアクションプラン（所感）の実施評価がなされていない。研修効果を検証（実施評価）することで、職員の育成につなげることが望ましい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人内で、年間研修計画に基づく教育・研修の他、不定期で保育の知識や技術に関する研修が実施されている。階層別研修については、市主催の研修やキャリアアップ研修等を計画的に受講している。受講した研修は、伝聞研修や「研修報告書」の回覧により園内で共有している。また、タイムリーなテーマで園内研修を実施し、園全体の「保育の質の向上」に取り組んでいる。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>計画されている研修は、法人内外ともに集合研修やオンライン、アーカイブ配信等、多様な形態で実施され、職員間の協力も得ながらシフトを調整して参加の機会を確保している。外部からの研修案内は、回覧や声掛けにより受講を促している。新任職員に対してはメンター制度が導入されており、年齢の近い職員が1年間に亘ってサポートする体制が整えられている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉡ ・ c
<p><コメント></p> <p>今年度、初めて実習生を受け入れる予定だったが、本人の都合で中止となっている。課題として、実習生受入れに関するマニュアルが作成されていない。実習生受入れ前の準備・確認事項や、実習中・実習後の実施事項等に漏れがないよう、受入れ手順を文書化するとともに、受入れの意義・目的も明確にしておくことが望ましい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページを利用して理念・基本方針や保育内容、日々の様子等を公開している。園のパンフレットは、区役所やコミュニティセンターに設置している。苦情・相談の体制は、「重要事項説明書」で周知するとともに園内にも掲示がある。園で受け付けた苦情や意見、感謝の言葉等は、園内の「ありがとうの木」に掲示し、すべて保護者に公開している。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「経理規程」のほか「購買管理規程」や「小口現金細則」により、適正な事務処理が行われている。現金取引は園の小口現金での取扱いのみで、園長・主任で出納管理を行っている。保護者との現金取引はなく、すべて電子決済となっている。年2回、法人本部から財務や保育業務全般に関する内部監査を受ける仕組みもあり、年1回の市の監査でも特段の指摘事項はない。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	㉑ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>子どもと地域との交流は、日々の散歩での挨拶が中心となるが、事業計画に「地域との連携」を明記し、閑散としている地元商店街でのイベント参加や地域の高齢者との交流等を挙げている。民生委員とも連携し、地域との交流を広げる取組みを進めている。近隣の小規模保育所の子どもを園の行事に招待する等、園の地域認知度を高めるとともに園児獲得に向けて努力している。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ㉒ ・ c	
<p><コメント></p> <p>小学生の「街探検」での訪問はあるが、職場体験学習等の受入れ事例はない。私保連が次年度から実施する「保育のお仕事 高校生職場体験」への参加を希望している。ボランティアは、保育補助だけではなく、子どもの感性を豊かにする音楽鑑賞等も活用が想定される。「子どもの安全」が第一となるが、受入れ手順を文書化し、体制を整備して積極的な受入れを期待したい。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	㉑ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>園に関連する関係機関は、「行政機関連絡先」や「緊急連絡先」として事務室内に掲示され、常に確認できる状態となっている。発達の気になる子どもや配慮の必要な子どもに関しては、カウンセラーとの連携や支援センターとの相互訪問等により、連携体制が整えられている。児童相談所の介入事案が発生しているが、「子ども第一」に観察を基本として対応し、記録を残している。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	㉑ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>区の園長会での他園園長との情報交換、子育て支援事業や幼保小連絡協議会への参加等を通し、多様な声に耳を傾けて地域の福祉ニーズの把握に努めている。民生委員とのつながりから商店街のイベントに参加し、高齢者との交流の機会を設ける等、地域活性化にも取り組んでいる。カウンセラーと連携し、子育て支援事業に参加した保護者から悩みごとや相談を受けている。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ㉒ ・ c	
<p><コメント></p> <p>特別保育事業として、月2回未就園児対象の子育てイベントを園内で開催している。コミュニティセンターで行われる子育て支援ルームへも参加している。園内に設置しているAEDは地域への貸出を可能としているため、設置事業所のシール表示をする等、地域へ広報することが望ましい。BCP（事業継続計画）を作成するだけでなく、訓練を実施して見直しにつなげることが望ましい。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人の保育方針に基づき、園独自の保育目標および「より良い保育のための10か条」を策定し、玄関に掲示している。方針には「自主性を育て、個性を大切にすると明示され、子どもを尊重する姿勢が示されている。保護者には「重要事項説明書」を通して説明している。理念が日々の保育実践の中でどのように位置づけられるか、職員間の共通理解を深める取組みに期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>新卒職員は入社時に「倫理規程」に関する研修を受講し、プライバシー保護についても全職員が法人内研修を受講する等、権利擁護に関する学習機会を確保している。希望者は市の研修にも参加しており、外部研修の活用も図られている。また、保育室内に設置していたウェブカメラを、子どものプライバシー保護の観点から廃止する等、具体的な見直しも行っている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページを使って園の情報を発信するとともに、パンフレットを区役所等に設置しており、利用希望者への情報提供の取組みが充実している。見学希望は随時電話で受け付け、園長が丁寧に対応している。園長のみが対応しており、職員間で共有された対応の手順は確認できなかった。対応方法の標準化を図り、安定した情報提供の仕組みづくりを期待する。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>入園決定後に、個別に入園に関する説明を行い、保護者の質問に丁寧に応じながら、それぞれの状況に合わせた対応をしている。個人情報に関する「同意書」も取得し、重要事項の確認を確実にしている。外国語対応については、翻訳した書類を活用することで、理解を促す工夫がなされている。質の均一化のためにも、説明内容と手順のルール化を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>転園時の引継ぎについては、市の実施状況に合わせて、個人情報保護の観点から文書等による引継ぎは行われていない。転園先から依頼があった場合には電話で対応し、個別の状況に応じた情報提供に努めている。今後は、卒園・転園後も保護者が安心して相談できる仕組みづくりを含め、継続的な支援体制の構築を期待する。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>行事ごとに保護者の無記名アンケートを実施し、意見箱も設置する等、利用者の声を把握する仕組みを整えている。日常的には保護者から口頭で意見が寄せられることも多く、相談しやすい関係づくりに努めている。寄せられた意見やアンケート結果は、改善点とともに「園だより」や玄関掲示で公表し、透明性の確保を図っている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決に関するマニュアルおよび対応手順が整備しており、組織としての体制が確立している。第三者委員も設置され、外部の視点を取り入れる仕組みが設けられている。これらの内容は掲示や「重要事項説明書」を通して保護者に周知されており、苦情や意見を受けた場合は、検討案や改善策とともに速やかに掲示して保護者へ知らせている。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 送迎時に保護者との会話を心掛けており、玄関脇の職員室には園長が常駐し、扉を開けておくことで声を掛けやすい雰囲気になっている。個別相談には、職員室内にスペースを確保し、落ち着いて話ができる環境を整えている。一方で、相談相手を選べることについての文書による周知は確認できなかった。相談体制を明文化し、より安心して意見を述べられる環境を構築されたい。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 口頭や連絡アプリで寄せられた保護者からの相談や意見は、毎日の昼礼で職員間に周知し、対応を話し合う等、情報共有を図っている。日常的に職員間で確認する体制があるが、対応手順を明確に示したマニュアルは整備されていない。対応の流れや役割分担を整理・明文化し、安定した対応体制の構築を期待したい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> リスクマネジメントに関するマニュアルやヒヤリハットの様式が整備され、研修も実施されている。事例の蓄積も行われており、安全確保に向けた取組みが整っている。一方で、内容の理解や日常業務への具体的な活用については、職員間で差異が生じている。今後は、事例を用いた振り返りや共有の機会を充実させ、実効性のあるリスクマネジメント体制の構築を検討されたい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 感染症予防および発生時の対応については、法人作成の「保健衛生マニュアル」に加え、園独自のマニュアルも整備している。発生時の対応をフローチャートで明確にし、各クラスへ掲示することで、誰でも同じ対応ができよう配慮している。発生時には、掲示により保護者へ周知しつつ、個人が特定されないよう配慮もしている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 災害時の対応についてのフローチャートを整備し、各クラスに掲示する等、職員が迅速に行動できる体制を整えている。「備蓄リスト」を作成し、必要物品の管理を行うとともに、アレルギー児への配慮も含めた体制を整えている。また、消防署との合同訓練を実施する等、実践的な訓練を通して安全確保に努めている。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 不適切な言葉や対応を防ぐための確認文書を園内に掲示する等、子どもへの関わりに配慮する姿勢を示している。保育内容に関する標準的な実施方法の文書化やマニュアルは整備されておらず、実践は保育士個々の経験や判断に委ねられている。今後、園としての基本的な実施方法を整理し、保育の質の向上と継続性の確保につながる取組みを期待したい。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 年度末の職員会議において、保育内容を振り返る機会を設けている。職員からは、内容の理解や共有に時間を要するとの声も聞かれ、共通認識のための取組みの必要性がうかがえる。保育実践が各職員の裁量に委ねられている現状も踏まえ、園としての標準的な実施方法を整理し、実践の検証・見直しの手順を明確にし、質の向上につながる体制づくりを検討されたい。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>指導計画は各担当が責任をもって作成しており、個別に配慮を要する子どもについては個別計画を策定している。入園前の生活状況は、決まった様式でアセスメントする仕組みが整えられている。一方で、アセスメントの内容を指導計画へ反映させる仕組みは明確ではなかった。収集した情報を指導計画に結び付ける手順を整理し、共有・確認の体制作りを検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>指導計画については、年度末の職員会議で見直しを行い、日々の実践評価は担当が「保育日誌」に記載して振り返りを行っている。計画の修正時期や見直しの手順方法等は定められておらず、見直しは主に各担当の判断に委ねられている。人員体制の状況もあり、変更内容が職員全体に十分共有されにくい面もある。定期的な評価・見直しの流れを具体的に定めることが求められる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の実施状況は法人指定の様式に手書きで記録し、ファイルで管理して職員がいつでも閲覧できる環境である。0・1・2歳児については、個別の指導計画に基づいて保育が行われている。記録内容や書き方は保育士個々に委ねられており、統一した基準や指導体制は確認できなかった。来年度からメンター制を導入予定であり、様々な面での質の向上が期待される。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「個人情報保護規程」を整備し、全職員が研修を受講する等、個人情報の管理に関する体制が確立している。保護者には入所時に「重要事項説明書」を用いて個別に説明し、「同意書」を取得することで、個人情報の取扱いについての理解と同意を確認している。子どもに関する記録は鍵付き書庫で厳重に保管され、管理方法も明確である。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① a · b · c
<p><コメント></p> <p>「保育内容に関する全体的な計画」は、法人が策定したものを基に園で見直しを行い、園長が必要に応じて加筆・修正している。見直しを年1回実施しており、園の実情を反映させる取組みがなされている。特に、食育については園の栄養士とともに検討し、主な行事欄の修正を行う等、園の実態に即した調整が図られている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① a · b · c
<p><コメント></p> <p>室温の適切な管理や玩具の消毒を適宜行う等、衛生面への配慮がある。園舎内では、子どもが立ち入らない部屋や階段、トイレ等に鍵を設置する等、安全確保への取組みが徹底されている。生活の流れについても、家庭と同様のリズムを意識する等、子どもが安心して過ごせる環境づくりに努めている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① a · b · c
<p><コメント></p> <p>法人作成の「より良い保育のための10か条」を掲示し、子どもに対する適切な言葉遣いや態度を意識した保育を実践している。急かす言葉や不必要な制止の言葉を用いないよう配慮することを、園長が全職員に指導している。また、年齢にかかわらず、個別に配慮が必要な場面ではフリーの保育士が対応する等、子ども一人ひとりの状況に応じた関わりを行っている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① a · b · c
<p><コメント></p> <p>子どもが主体的に基本的な生活習慣を身につけられるよう、集団で一斉に動くのではなく、個々のペースを大切にしながら関わりを行っている。トイレのスリッパを色別に仕切る等、環境面を工夫し、子どもが整えやすい状況を作っている。手洗いの方法を図で掲示し、視覚的な援助も取り入れ、子どもが自ら気づき、やってみようとする意欲を引き出す環境を整えている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a · ② · c
<p><コメント></p> <p>園庭が狭いため、近隣の公園へ出かけ、自然に触れて身体を十分に動かす機会を確保している。園外活動は、地域の人との挨拶や交通ルールを学ぶ機会になっており、生活体験の広がりが見られる。室内環境については、子どもが自ら遊びを選び、また遊びを創り出せるよう工夫を重ねている段階である。環境の制約はあるが、主体的な活動を支える保育の展開に期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a · ② · c
<p><コメント></p> <p>発達や状況に合わせた食事提供を行い、必要に応じて1対1で対応し、午睡時チェックセンサー導入で、目視との二重確認を行う等、安全管理体制が整えられている。家具の角にクッションを取り付け、安心して過ごせる環境整備も図られている。今後は、保育士との安心した関わりの中で、子どもが探索活動を十分に楽しめるよう、室内環境の構成と遊びの充実が期待される。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a · ② · c
<p><コメント></p> <p>週に1回の外部講師によるリトミックでは、心地よいリズムに触れながら身体で表現する楽しさを味わっている。未就園児親子が参加することもあり、職員以外の人と関わる経験をしている。日頃の保育では、子どもが自ら遊びたくなるような環境づくりの工夫が望まれる。個々の発達の状況に応じ、遊びを中心とした保育がより充実するよう、環境面の整備を進められたい。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> リトミックや英会話、ダンス、プログラミングがあり、5歳児では茶道・華道・習字等、多様な体験活動を取り入れ、子どもの発達状況に応じて無理なく参加できるよう配慮している。散歩先の公園では、大縄跳びや鬼ごっこ等、集団で十分に身体を動かす機会も確保している。室内では、一人で遊び込める場や友達とごっこ遊びができる場の環境構成を試行錯誤している。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 法人作成の「障がい児保育マニュアル」を整備し、対応の具体例を示す等、職員が理解しやすい内容となっている。職員は障害に関する研修を受講し、専門的な知識の向上に努めている。個別の指導計画を作成し、並行通園先の外部支援施設と連携を図りながら、保健センターや市のエリア支援施設による巡回相談も活用する等、支援体制が充実している。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 早朝・延長を含め、長時間在園する子どもについて、異年齢での関わりに配慮した指導計画を作成している。18時半以降在園する子どもには軽食を提供する等、生活リズムへの配慮も行われている。長時間保育も正規職員がシフトに入り、連絡事項の引継ぎが円滑に行われる体制が整えられている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 小学校との連携は、園長が自ら学校へ働きかけ、継続した交流の機会を得ている。年長児が学校行事に参加したり校内探検を行う等、就学への期待や安心感につながる取組みが実施されている。就学児の「保育所保育要録」は担任が作成し、就学先の各小学校へ適切に引き継がれており、就学へのスムーズな移行が図られている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 「年間保健計画」に基づき、年2回の健診が行われ、結果は口頭で保護者へ伝えている。日々の健康状態も、「連絡ノート」や送迎時の会話を通して相互に情報を共有している。SIDS（乳児突然死症候群）については、各クラスに啓発のポスターを貼り、発症時の対応もフローで示されている。保護者へは入園前に説明し、職員は年度末に全職員で内容の再確認をしている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断および歯科検診の結果は、職員共有が必要な場合は会議を通じて伝達され、日々の保育に活かしている。幼児では、昼食後の歯磨きを習慣化している。さらに4・5歳児では、保護者同意の下にフッ化物洗口を実施しており、子ども自身に対しても虫歯予防への意識づけを行っている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> アレルギー児については、医師の「アレルギー疾患生活管理指導表」を基に保護者と内容を確認し、園での具体的な配慮事項を全職員に周知している。対応内容は個別のファイルに保管されており、誰でも確認が可能である。除去食は、毎月の「献立表」を用いて保護者と面談を行い、給食室と連携して別のトレーで提供し、机といすも個別に用意して事故防止に努めている。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① a · b · c
<コメント> 法人が策定した「食育計画」を基に、園独自の「食育クッキング計画」を策定している。調理職員が中心となってサンドイッチ作り等のクッキング活動を行い、子どもの食への興味や楽しさを育てている。子育て支援のイベントとして、「おやつ給食試食会」も年1回行われ、保護者が園の食事の様子を知る機会としている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	② a · b · c
<コメント> 「衛生管理マニュアル」に基づき、栄養面と安全面に配慮した給食提供である。献立は法人の栄養士が作成し、自園の調理員が調理を担っている。園長が、検食時に食材の大きさや硬さを詳細に確認している。給食室で配膳を行い、保育室では保育士が食材の内容を確認して個々に配膳する手順になっている。全職員が同じ手順で支援し、安全に配慮した食事提供に努めている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① a · b · c
<コメント> 送迎時の対話を大切に、日頃から保護者とコミュニケーションを図ることで、安心して相談できる関係を築いている。相談には、保育士の他に園専属のカウンセラーを配置し、専門的に保護者の相談を受ける体制を整えている。子どもや保護者に限らず、必要に応じて職員も相談できる仕組みがあり、専属カウンセラーの配置が有効に機能している。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① a · b · c
<コメント> 園の情報は、連絡アプリや各クラスホワイトボードを活用して保護者に伝えている。個別懇談会やクラス懇談会も実施している。保育の意図やねらいについては、入園前の説明時に園長から保護者へ丁寧に伝えている。保護者からの相談は「相談記録」として記録・保管しており、家庭との連携体制が整っている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	② a · b · c
<コメント> 児童虐待等に関し、子どもの様子で気になる点があれば、速やかに園長へ報告し、場合によっては市の関係機関と連携して対応する仕組みがある。「虐待対応マニュアル」に基づく職員研修を実施し、理解の共有を図っている。園長不在の際に発見した場合でも、誰でも同様の手順で対応できるようフローチャートが備えられ、対応内容は「見守り票」に記録し保管している。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a · ① b · c
<コメント> 職員は「自己評価チェックリスト」を用い、年2回の自己評価を実施している。その結果を基に園長との面談を行っている。園としても年度末にアンケート結果を集計して公表する等、自己評価の取組みは実施されているが、それらの結果を園全体の保育実践の検証や改善に結び付ける仕組みは構築されていない。職員個々の評価から、園全体の課題を抽出する仕組みを構築されたい。		